



華やかな5月になりました。ゴールデンウィークとはよく言ったもので、楽しく過ごしたいものです。でも、心身が解放され、コロナ規制から解放されても、実際には新型コロナウイルスは暗躍しています。医療関係者は、病者・障害者・高齢者が感染した場合のことを考えると、これまでに以上に緊張した思いで、休み明けを危惧しています。

今回は、マイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータルについてお伝えしましたが、説明するまでもなく、政府サイドの都合の良いように仕組まれているだけで、国民を政府の管理統制下に置かせる為のもの様です。今回ほど、政府を不信の思いで捉えたことはないです。

コンプライアンスが叫ばれています。「法令遵守」という意味であると解説されていますが、マイナンバーカードを持つことにマイナポイントまで贈呈されて奨励され、そのうちに義務化されます。コンプライアンスには、社会規範、社会道徳を守るという意味合いもあります。政府が社会規範を失ったら、法令遵守をしろということは私たちの破滅を導くことになるのでしょうか。

諸外国に見られる情報統制・監視下では、私のこのような文書も確認されて危険人物とされるのでしょうか。国の借金が増え、経済不況も悪化の様相があり、戦争の恐れもあって、第二次世界大戦前のような状況です。

外国では、利子率上昇によって大きな銀行が3つも潰れました。利子率上昇ということは、債権が暴落するという事です。日本国債の発行残高は2022年度末で1029兆円ですから、利率が2%になったら20兆円以上の利子を国が払い、そして国債は暴落して日銀は換金できなくなります。つまり、日本という国が破産するのです。

不安をおおっているようで申し訳ありません。アドバイスとしては、金銭に頼る贅沢な暮らしはやめたほうが良いです。流行に追われて服や装飾品を買うのは控えましょう。畑を耕し、野菜を育て、足腰を強くし、健康を確保しましょう。冷凍食品やお惣菜を買わないで、素材から料理を作りましょう。郊外に広めの土地を買って住めれば良いですね。貯金は目減りする可能性があります。無理のない借金は資産形成には大事です。利率がかなり上がることを覚悟してください。仕事優先の考え方を換え、力を貯えましょう。大谷翔平選手は理想ですね。意地を持たず、遊ぼうとせず、戦う気力を保持することが大事です。

事務長 柏崎久雄

感染症で受診される方へ

発熱やくしゃみ・咳症状のある方、水ぼうそう等伝染性疾患のこどもの方は、入口、待合室・診察室、会計の流れが異なります。また、トイレ後のハンドソープによる手洗いにご協力ください。

★ 入口

正面入口横の中央通路のインターホンを押してください。

★ 待合室・診察室

2階の、第二待合室です。

★ 会計

疾患によっては、廊下会計となる場合があります。

ヨーゼフのキャンペーン

アミノコンプリート、BCAA、
グルタミン

6月9日(金)までです。

聖書を読む会 5/16(火)13:40~

- * 新型コロナウイルスの感染対策が緩和されましたが、これまで同様、院内に入る前にマスクを付け、入り口に置いてあるアルコール消毒薬で手を十分に殺菌してください。周りの人にご配慮ください。トイレは待合室毎に指定の所をご利用ください。
- * 当院では、体調の悪い方が新型コロナウイルスなどに感染しない為に、5月以降も発熱外来を継続します。午前は10時~11時、午後は14時~15時10分までで、電話予約が必要です。来院時は裏のインターホンでお知らせください。発熱があっても、この予約を守らないで来院された場合、治療をお断りすることもありますので、ご注意ください。通常診察は、この時間も並行しておこないます。
- * 5月16日(火)は院長が院外健診の為、午後の診察は15時からになります。
- * 予約診療を来院による普通診療と並行して受け付けています。ウエブ問診もおこなっています。受診時に記入する問診票を事前入力できます。
- * 病児保育は、他院で受診しても、当院院長の診察を必須条件として利用していただけます。新型コロナウイルスに感染している場合には利用することはできません。

< マイナンバーカードについて >

政府は、マイナンバーカードの普及に力を入れています。医療施設に対しても、強引にその利用を義務付けています。でも、私たちは情報の漏えいやカード紛失による弊害などを恐れて、それほど乗り気にはなれません。今回は、このマイナンバーカードについて調べてみます。

1. マイナンバーとは（総務省のホームページより）

A) マイナンバーとは何ですか。

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号です。原則として生涯同じ番号を使い、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合を除いて、自由に変更することはできません。

B) マイナンバーが必要な理由は

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

① 国民の利便性の向上

マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる予定です。

② 行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続で、個人番号の提示、申請書への記載などが求められます。国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

③ 公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

C) マイナンバーを使うのは

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。マイナンバーの提供を受けた者は、こうした法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。

マイナンバーカード（個人番号カード）はマイナンバーそのものと違い様々な用途での活用が可能です。カードのICチップには電子証明書などの機能を搭載しており、これらの機能は民間事業者も含め様々な用途に活用することができます。電子証明書などの利用の際にはマイナンバー自体は利用することも提供することもありません。

※ マイナンバーカードにはマイナンバーが記されているのに、それを使わないで電子証明書としてカードを使うというのでしょうか。

2. マイナンバーカードとは（デジタル庁のホームページより）

住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカードです。カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。また、裏面にはマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、法律または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できます。ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツールとなっています。

A) マイナンバーカードのメリット

- 本人確認書類になる

ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える。

- コンビニで各種証明書が取得できる

市区町村窓口に行けない時も近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる。

- 健康保険証としても使える
- マイナポイントももらえる

マイナンバーカードの取得、健康保険証利用の申込、公金受取口座の登録で、キャッシュレス決済サービスのポイントが付与される。

- 新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用
- オンラインで行政手続

子育てなどに関する手続もオンラインで、ワンストップでできる。

- 「マイナポータル」で暮らしがもっと便利に

行政機関などが持つあなたの情報をパソコンやスマートフォン確認できる。

- 民間のサービスでも使える

キャッシュレス決済サービスにおける口座登録時の本人確認などに使える。

3. マイナポータルとは

1. ご自身の情報やお知らせを必要な時に確認できる

A) 診療・薬剤・医療費・健診情報の確認

- 医療機関・薬局における診療や薬・処方・調剤の情報
- 医療費通知情報
- 特定健診情報・後期高齢者健診情報
- 健康保険証情報 保険者名、被保険者証記号・番号・枝番等の健康保険証の情報

B) 税・所得・口座情報

- 税・所得 本人の所得及び個人住民税の情報
- 医療費通知情報
- 公金受取口座 銀行名、支店名、口座番号、口座名義

C) 年金関係

- 年金 公的年金の年金資格記録情報、年金支払額や振込予定日等の給付情報
- 年金その他

公的年金の給付情報のうち制度間の支給調整に使用される情報、年金生活者支援金の情報

D) 子ども・子育て

- 児童手当 児童手当の支払額・支給年月等の情報
- ひとり親家庭 ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
- 母子保健 妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
- 教育・就学支援

高等学校の就学支援金（高校無償化）の支給期間等の情報、特別支援学校の就学奨励費の情報

- 障害児支援・小児慢性特定疾病医療 給付や支援に関する情報

E) 世帯情報

- ご本人の住民票記録情報（マイナンバーカードに記載されていない続柄コードを確認可能）

F) 福祉・介護

- 障害保健福祉 障害者手帳、療養介護・自立支援に係る給付情報
- 生活保護

生活保護に関する情報（支給開始年月日、生活保護の支給額、就労自立給付金・進学準備給付金の支給情報等）

- 中国残留邦人等支援 中国残留邦人等への支援給付の開始年月日・終了年月日の情報
- 介護・高齢者福祉

介護保険に関する資格・給付情報（受給者基本情報、高額医療合算介護サービス費、自己負担額証明書情報等）

G) 雇用・労災

- 雇用保険 雇用保険、教育訓練給付金に関する情報
- 労災補償 労働災害、地方公務員災害に関する給付情報（年金との支給調整で使用する）

2. いつでもどこでも行政の手続きができる

児童手当の現況届など、お住まいの地域のサービスや手続きをお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続きによってはそのまま申請できます。

3. 外部ウェブサイトとつなげて便利に使える

A) 公的機関

- 国税庁 国税電子申告・納税システム（e-Tax）、公売電子入札
- 日本年金機構 [ねんきんネット](#)
- 総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite
- 厚生労働省 ハローワークインターネットサービス、マイジョブカード

B) その他のウェブサイト

- 日本郵便 [MyPost](#)
- 野村総合研究所、シフトセブンコンサルティング

4. 最高レベルのセキュリティーで安心して使える

※ これについては普通の企業でも当然なものとしてやっています。

〈問題点〉

国民には、このマイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータルを使ってもさほど便宜が良くなることはお分かりだと思います。セキュリティーが破られたら、医療機関に受診もできなくなります。マイナンバーカードをなくしたら、再取得するまでどうするのでしょうか。それよりも、このような国民一人一人の個人情報を一元管理して政府は何をしようとしているのか、かなり恐れを感じます。

《診療時間》

月曜～金曜（午前 8 時 30 分～11 時 30 分、午後 2 時～5 時 10 分）
土曜（午前 8 時 30 分～11 時 30 分、午後 2 時～4 時 30 分）

休診日 木曜、日曜、祝日、年末年始

- 各種健康保険取扱機関
- 生活保護指定機関
- 介護保険取扱機関
- 特定疾患取扱機関
- 結核予防法指定機関
- 自立支援医療機関
- 身体障害者認定医
- 各種健康診断
- 小中台小学校校医
- 栄養医学(分子整合医学)



(携帯サイトへ)